事前確認シート

申請年月日: 年 月 日

 申請者: 氏名
 所属・職名

 連絡先: Tel
 E-mail

※技術の提供・貨物の輸出を検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

※本シートは、技術の提供・貨物の輸出の30日前までに、事務局に提出してください。

1	取弓	区分	粗型

取引区分	□共同研究 □受託研究 □研究成果提供 □学術交流協定 〔秘密保持契約(□あり □なし)〕 □会議等の出席・参加・主催 □外国出張 □その他()
取引類型	□技術の提供 ※該当する提供方法全てにチェック 【□指導・発表 □意見交換 □電話 □電子メールの送信 □インターネット経由のファイル交換 □共用データベースへの掲載 □書面の送付 □記録媒体の送付 □マニュアル・図面・データ等の供与 □装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 □その他()] □貨物の輸出 ※該当する輸出内容にチェック 【□試料・サンプルの送付 □装置等の送付【□自作品 □改造品 □購入品】 □その他()]

2. 相手先の情報

	名称	(英字):										
契約先	所在	地:										
	*	□非居住者	口:	寺定類型該当者	(口類	型① □類型②	□類型③)					
			Ī	核当性の根拠〔)		
	名称	(英字):										
需要者·利用者	所在	地:										
	※ □非居住者 □特定類型該当者(□類型① □類型② □類型③)											
	該当性の根拠〔)						
仕向地(国名)												
取引経路				\rightarrow			\rightarrow					
契約予定		年	月	目		取引予定期間	年	月	日 ~	年	月	日

※ 技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ事務局に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、<u>関係する外国政府等又は外国法人等(その属する国・地域名含む。)</u>も記入してください。

3. 技術・貨物の情報

部署名	
技術提供者・貨物輸出者	
提供技術・輸出貨物の名称 及び仕様	
相手方の使用目的	

※技術提供者・貨物輸出者が複数予定されている場合は、「技術提供者・貨物輸出者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「提供技術・輸出貨物の名称及び仕様」及び「相手方の使用目的」は、<u>なるべく詳しく、具体的に</u>記入してください。記入欄に収まらない場合、 別紙を添付しても構いません。

4. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	口はい	□いいえ
仕向地が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ 民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南ス一ダン、スーダン)である。	ロはい	□いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等(開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。)に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	ロはい	□いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	口はい	□いえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	ロはい	□いえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	口はい	□いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	ロはい	□いいえ
※外国ユーザーリストは、経済産業省IPの「外国ユーザーリスト」(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.ht	ml#user-lis	<u> </u>

※外国ユーザーリストは、経済産業省 IP の「外国ユーザーリスト」 (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list) を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について事務局に相談してください。

5. <技術の提供の場合>外為法の例外規定(公知)の適用判定

公知の技術の提供である。	口はい	□いいえ
--------------	-----	------

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記に「はい」をチェックする場合、	本欄にその根拠等を記入してください。	

※疑義等がある場合は、事務局に相談してください。

6. 自己判定

<技術の提供場合>「5. 外為法の例外規定(公知)の適用判定」が「はい」である。 □はい □いいえ

- ◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知」の判定が容易では無い場合もありますので、記入 済みの本シートを事務局に提出し、チェックを受けてください。事務局からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄 が「いいえ」に変更される場合もあります。
- ◆また、本欄を「はい」(「公知」に該当する) とした場合であっても、特に4. のチェック欄に「はい」がある(懸念情報がある) 場合には、事務局における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

3. に記載した技術/貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。 (※)	口はい	□いいえ
「4.相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない	口はい	□いいえ

[※]リスト規制対象品目は、経済産業省HPの「貨物・技術のマトリクス表」(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)を参照して下さい。

- ◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを事務局に提出してください。 (事務局でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要 になる場合もあります。)
- ◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。事務局で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援します ので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。	担当者確認欄(確認者の)	氏名、確認日時を記入)
□ 取引可 □「審査票」の起票を要する	輸出管理責任者	事務局

外国人、特定類型該当者(研究者(学生)・訪問者等)受入れの事前確認シート

申請年月日:	年	月	目				
申請者: 日	紀名		所属・職名				
連 絡 先: Т	el		E-mail				
	+v/ -* -o-m o-*	د \ معداد = 1		1001-11	> ****** ****		バスボルナンハナナ
※外国人、特定類型討 ※本シートは、外国ノ						- トの作成・提出	DVD安になります。
1. 受入予定者	1						
			系あり(職種:) 口その他)]
受入カテゴリ	□学生〔	口大学院生	□学部学生 □研	飛生 □聴講生	□科目等履修生	□その他()]
(該当欄にチェック)							
	□訪問者	□その他	()
氏名							_
出身国(国籍)							
出身組織							
特定類型該当性	□類型①	□類型②	② □類型③	類型該当性の	根拠〔)
受入予定期間		年	月 日	~	年 月	日	
※同一組織の同一部	間番から同時に	複数名を受(け入れる場合は、	「氏名」の欄に複	数名を列記してく	ださい。	
※「出身組織」の相						hi olihi	
			た場合の該当性に 記入してください。		くたさい。「該当	性の根拠」には、	関係する外国政府等又は外国
<u>从八中(CO/周)</u>		<u>160. /</u> 05					
2. 受入予定部署·拼	ᄝᄼᆘᇰᇰᄼᆖᆉᄼᅷᅩᄷ	'-					
部署名	连	F					
	+ -1						
指導者・技術提供	(1						
研究分野名							
受入予定者の研究	計画						
提供予定技術の概	要						

- ※指導者又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導者・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。
- ※「研究分野名」の欄は、受入予定研究室、指導者又は技術提供者が対象とする研究分野について、「【別表】慎重な審査が必要となる研究分野 一覧」との比較が可能となるよう、当該一覧で使用した分類方法を用いて、その研究分野名を記載してください。
- ※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、<u>なるべく詳しく、具体的に</u>記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	口はい	□いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南ス一ダン、スーダン)である。	口はい	□いいえ
受入予定者の出身組織(留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。)が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	口はい	□いいえ
受入予定者が、受入予定期間中に、外国機関・組織(民間企業・組織を含む)による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	口はい	□いいえ
受入予定者が将来、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	口はい	□いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	口はい	□いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	口はい	□いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省 IPの「外国ユーザーリスト」 (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list) を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」	とした場合、	本欄にその理由を記入してください。	0
------------------	--------	-------------------	---

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について事務局に相談してください。

4. 外為法の例外規定(公知)の適用判定

公知の技術の提供である。	ロはい	□いいえ
274-7241-7127-1-05-0-0		2

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、<u>既に不特定多数の者に対して公開されている技術</u>の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等<u>不特定多数の者が入手可能な技術</u>の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において<u>不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術</u>の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。 受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合(意図的に教育又は提供する場合のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの(例えば、未発表の研究データや草稿など)を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。)には、「はい」にチェックすることはできません。

上記に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。	

※疑義等がある場合は、事務局に相談してください。

5. 自己判定

「4.外為法の例外規定(公知)の適用判定」が「はい」である。	「4.外為法の例外規定(公知)の適用判定」が「はい」である。	口はい	□いいえ
--------------------------------	--------------------------------	-----	------

- ◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを事務局に提出し、チェックを受けてください。事務局からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。
- ◆また、本欄を「はい」(「公知」に該当する)とした場合であっても、特に3.のチェック欄に「はい」がある(懸念情報がある)場合には、 事務局における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

2. の「研究分野名」に記入した研究分野名の中に、「【別表】慎重な審査が必要となる研究分野一覧」 (各大学・研究機関において精査したもの)に該当するものがない。	口はい	□いれ
「3.受入予定者の懸念情報」のいずれもが「はい」でない	口はい	□いいえ

◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを事務局に提出してください。

(事務局でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。)

◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。事務局で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援します ので、ご相談ください。

上記の事前	試内容を確認し、以下のとおり判定します。		
		担当者確認欄(確認者のほ	氏名、確認日時を記入)
口受入	可 □「審査票」の起票を要する	輸出管理責任者	事務局

【別表】慎重な審査が必要となる研究分野一覧

大区分	中区分	小区分
В	物性物理学	磁性、超伝導および強相関系関連
	プラズマ学	核融合学関連
	素粒子、原子核、宇宙 物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙 物理に関連する理論
		素粒子、原子核、宇宙線および宇宙 物理に関連する実験
С	材料力学、生産工学、 設計工学	材料力学および機械材料関連
	流体工学、熱工学	流体工学関連
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連
		ロボティクスおよび知能機械シス テム関連
	電気電子工学	電力工学関連
		通信工学関連
		計測工学関連
		制御およびシステム工学関連
		電気電子材料工学関連
		電子デバイスおよび電子機器関連
	航空宇宙工学、船舶海	航空宇宙工学関連
	洋工学	船舶海洋工学関連
D	材料工学	金属材料物性関連
		無機材料および物性関連
		構造材料および機能材料関連
		材料加工および組織制御関連
	ナノマイクロ科学	ナノ構造化学関連
		ナノ構造物理関連
		ナノ材料科学関連
		ナノバイオサイエンス関連
		ナノマイクロシステム関連
	応用物理物性	応用物理一般関連
	原子力工学、地球資源 工学、エネルギー学	原子力工学関連

大区分	中区分	小区分				
Ш	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連				
		機能物性化学関連				
	有機化学	構造有機化学および物理有機化学 関連				
		有機合成化学関連				
	無機・錯体化学、分析 化学	無機・錯体化学関連				
		分析化学関連				
		グリーンサステイナブルケミスト				
		リーおよび環境化学関連				
	高分子、有機材料	高分子化学関連				
		高分子材料関連				
		有機機能材料関連				
	無機材料化学、エネル ギー関連化学	エネルギー関連化学				
	生体分子化学	生体関連化学				
G	分子レベルから細胞	分子生物学関連				
	レベルの生物学	構造生物化学関連				
		機能生物化学関連				
		生物物理学関連				
	細胞レベルから個体	細胞生物学関連				
	レベルの生物学	発生生物学関連				
Н	病理病態学、感染免疫	ウイルス学関連				
	学	免疫学関連				
J	情報科学、情報工学	計算機システム関連				
		ソフトウェア関連				
		情報ネットワーク関連				
		情報セキュリティ関連				
		高性能計算関連				
K	環境解析評価	放射線影響関連				
		化学物質影響関連				

審査票(技術の提供・貨物の輸出用)

削工1升) 作成年月日: 年 月 日

確認日	輸出管理統括責任者	輸出管理責任者	事務局	作成者	

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名(内]容)														
技術·貨	物の名称									<u>(金</u>	額):			_	
		<技術>	外為令	別表:		項		号		該当	□非該当			明·疑	義
			貨物等	省令:	条	1	項	号)		公知	□基礎科学	2	□規	制対象	納
該非判定	Ē	<貨物>	輸出令	別表第1:		項		号		該当	口非該当			明·疑	義
(1~	15項)		貨物等	省令:	条	:	項	号)		少額特例			□規	制対象	外
		上記判断	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。										٤.		
仕向地	(国名)					□輸品	出令	別表第3の地域	或 □	国連武器禁軸	餇•地域	□懸	念国	□そ	の他
*	名称(英字)	※ I	HPアド	レスを記載	()	□新規 及び/又は	□継続 資料を	-	軍関連	_
契約先	所在地														
	該当性	□非居(注者 口	特定類型該	当者(□	類型①		□類型② □	□類型③	該当性の	の根拠〔)
需要者	名称 (英字)	*	HPアド	レスを記載	(□新規) 及び/又は	□継続 は資料を	_	軍関連	
又は 利用者	所在地														
利用有	該当性	口非居	住者 🗆	特定類型該	当者([]類型①)	□類型② [□類型③) 該当性	の根拠〔)
		内容()
用途				□大量	波壊兵器	等関連		□通常兵器隊	関連	□軍関連	□不明	・疑義		コその	池
		資料:	□有()	□	₩	
経緯や	至った 相手先 関係														
		I. 大量	波壊兵器	キャッチオ-	ール規制	IJ									
		輸出令	引表第3	の地域を除っ	く地域向	けの場	合、	大量破壊兵器士	キャッチ	オール規制	に係る、				
			_	ックシート		_					ロは	い	□いい	え	
		②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか 口はい 口いいえ													
						ニックシ	− ト	に「いいえ」た	が一つで	もあるか	口は	:()	□いい	え	
客観要	牛			ッチオール		1214 P				7					
				・地域向けの				・ャッチオール! + ちょか	兄市川〜1糸	る、	ロは		□いいき		
			_			_		_{もめるが} ェックシート	下欄の	田途要件 <i>の</i>					あろか
			73 . 16. 0	, , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	• / .	711,023	, -		1 1125	/II.E.S.II 02	コージュー	_	/。 □いい		G) (G) 13
		Ⅲ. 客観	要件の確	認において、	不明点	又はそ	の他	の輸出管理上の	の懸念疑	義があるか	ロは	:U\	□いい	 え	
インフォ	ム要件	経済産業	大臣から	許可の申請	をすべき	音の通	知を	受けたか							
取引経路					_	→				→					
契約予定	Ē		年	,	1	日		取引予定期間		年	月日	~	年	月	日

2. 総合取引判定結果	(判定年月日:	年 月 日)
	□承認	□非該当又は対象外かつ客観要件懸念なし □許可例外(少額特例) □許可例外(公知特例 □計可例外(その他:)
取引審査判定	□条件付承認	□経済産業省へ事前届出/事前相談 □経済産業省へ個別許可申請 □包括許可証使用□その他(
	□不承認	
取引承認条件		
上記判定理由		

受入承認条件 上記判定理由

審査票(外国人又は特定類型該当者(研究者(学生)・訪問者等)受入れ用)

作成年月日: 月 日 確認日 輸出管理統括責任者 輸出管理責任者 事務局 作成者 1. 受入予定者に教育・提供する技術の概要 氏名 (英字) 出身国(国名) □輸出令別表第3の地域 □国連武器禁輸国・地域 □懸念国 □その他 受入予定者 出身組織 ※HPアドレスを記載()及び/又は資料を添付すること。 特定類型該当性 □類型① □類型② □類型③ 該当性の根拠〔 外為令別表: 項 号 (貨物等省令: 条 項 号)※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 教育•提供予定技術 □該当 口非該当 □不明·疑義 □公知 □基礎科学 □その他規制対象外 の該非判定 上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。 (1~15項) 受入予定者の卒業後の 名称 (英字) ※HPアドレスを記載() 及び/又は資料を添付すること。 予定/希望勤務先 (知っていれば記入) 所在地 内容(提供予定技術の用途 □大量破壊兵器等関連 □通常兵器関連 □軍関連 □不明・疑義 □その他 [留学生等の場合、卒業後の 予定/希望准路での用途] 資料: □有(□無) (知っていれば記入) I. 大量破壊兵器キャッチオール規制: 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定/希望勤務先が、輸出令別表第 3の地域を除く地域の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか □はい □いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか 口はい □いいえ ③ (②が「はい」の場合、) 明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか □いいえ 客観要件 Ⅲ. 通常兵器キャッチオール規制: 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定/希望勤務先が、国連武器禁輸国・ 地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ① 「用途」 チェックシートに 「はい」 が一つでもあるか 口はい □いいえ ②(①が「はい」の場合、)「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか □はい □いいえ Ⅲ. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか □はい □いいえ 受入予定者の出身組織・卒業後の予定ノ希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか インフォーム要件 口はい □いいえ 年 月 H 月 Н 受入予定期間 2. 総合受入判定結果 (判定年月日: 年 月 日) □承認 □非該当又は対象外かつ客観要件懸念無し □許可例外(少額特例) □許可例外(公知特例) □許可例外(その他: 受入審査判定 □経済産業省へ事前届出/事前相談 □経済産業省へ個別許可申請 □包括許可証使用 □条件付承認 □その他(□不承認

「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。(どちらかにOをつけること。)

核	兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ				
軍	軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵					
軍用	用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ				
軍用	用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ				
300) km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ				
300) km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ				
	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ				
別	②核融合に関する研究	はい・いいえ				
נינע	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵					
	④重水の製造	はい・いいえ				
表	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ				
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ				
行	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行					
1,	うことが明らかなもの					
	a 化学物質の開発又は製造	はい・いいえ				
為	b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵	150 0.0.75				
	c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵					
	d 宇宙に関する研究					
輸出	出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除	はい・いいえ				
〈 。))の開発、製造又は使用	,5.5				

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

- 10-41	では、「150 」の口口は大しないであれたが「ひに大口についての場面が、のこと。	
	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表(※)に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
_	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
用	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊又はカナダ軍隊に対して 貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
途	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
要	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
件	⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及 び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
の	⑪武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
除	①武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
外	(②海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	(4) 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき 自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸 出又は提供を行う。	はい・いいえ

- 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるもの を含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品 (※)別表
 - 1 空気銃、 散弾銃、 ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
 - 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾

 - 二 産業用の発破器 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

「需要者」チェックシート

①外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに〇を付けること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、 又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに〇をつけること)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用 又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は 貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。 なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「一」に〇を付ける。

貨物等の用途・	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いえ・ —
仕様	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いえ・ ―
	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いえ・ ―
貨物等の設置場 所等の態様・据 付等の条件	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に 隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求さ れている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有 していない。	はい・いぇ・ ―
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いえ・ ―
	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いえ・ —
貨物等の関連設 備・装置等の条 件・態様	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み 合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いえ・ —
十二层作家	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いえ・ ―
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いえ・ ―
表示、船積み、	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いえ・ ―
輸送ルート、梱	⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いえ・ ―
包等における態様	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いえ・ ―
貨物等の支払対 価等・保証等の	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示が なされていない。	はい・いえ・ ―
条件	(4)通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いえ・ ―
据付等の辞退や 秘密保持等の態	15据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いえ・ ―
様	16最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いえ・ ―
外国ユーザーリ スト掲載企業・	①外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、 リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵 器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物	はい・いえ・ ―
組織	等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること)が一致しない。	1947 647
組織その他	等の懸念される用途の種別 (「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断	はい・いえ・―

⁽注)技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

該非判定票

作成日:		年	月	<u>日</u>	
作成責任者:	氏名			所属・職名	
連絡先:	Tel			E-mail	
技術の名称、	取引概要				
貨物の名称、	型及び等級				

外国為替令	別表(技術を提供	する場合)
	又は	
輸出貿易管理令	別表第一(貨物を	輸出する場合)
	の項番と該非	
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
1 0	該当する	該当しない
1 1	該当する	該当しない
1 2	該当する	該当しない
1 3	該当する	該当しない
1 4	該当する	該当しない
1 5	該当する	該当しない
	「該当する」欄が	すべて「該当しな
	1か所以上ある	い」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令(外国為替令別表 又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈 通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス 表」を参照)に照合した上で、それぞれの項につ いて「該当する」「該当しない」のいずれかに〇印 を付けてください。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

- ※「該当する」に〇印を付けた項については、貨物 等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様 (性能)を比較し、該当すると判断した根拠を、 別紙「対比表」に明記してください。
- ※「該当しない」に〇印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様(性能)を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表(第16項を除く)

又は輸出貿易管理令別表第一(第16項を除く)に該当(します・しません)。

「該当します」に○もしくは「該当しません」に○をつけた項で性 質上その項に近いものがある場合には別紙作成

外国為替令/輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様(性能)との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

(注)本様式は、申請を行うに当たって該当非該当の判断を示す様式の一例として提示するものです。既に、 他の様式で申請を行って許可を得た実績を有する方は、従来の様式に従って申請を行って差し支えなく、 特に、新たに本様式に変更する必要はありません。

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と 技術・貨物の仕様(性能)の対比表

該非判定票に記載した技術/貨物に係る、外国為替令/輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所 及び解釈通達の関係箇所と、本件技術/貨物の仕様(性能)との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		又は貨物等省令		解釈通達	技術/貨物の 仕様 (性能)
項番	項目	項 番	項目		

十士がデーノ	15Hm (A) =	大士上业11字文士 田	☐ ₹¥	☐ ∃E≡左业
技術/	貝彻の高	亥非判定結果	□ 該当	□ 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・外国為替令別表/輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術/貨物の仕様(性能)との対比を明らかにすること。
- ・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術/貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう 記載すること。
- ・技術/貨物の仕様(性能)などが分かる資料を添付すること。

(記載例)「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

(該非判定票別紙)外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と 技術・貨物の仕様(性能)の対比表

該非判定票に記載した技術/貨物に係る、外国為替令/輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所 及び解釈通達の関係箇所と、本件技術/貨物の仕様(性能)との対応関係は、以下のとおりです。

外国							
又は				解釈通達	 技術/貨物の		
輸出貿易	管理令別表第一				仕様(性能)		
項番	項目	項番	項目				
第4項	原料ガスの熱分	第16条	外為令別表 4		・2,000~2,500 度の温		
	解により生成す		の項(5)の経		度範囲		
(5)	る物質を基材に	第5項	済産業省令で		・15,000~20,000 パス		
	定着させるため		定める技術は、		カルの絶対圧力		
	の装置の使用に		原料ガスの熱				
	かかる技術であ		分解(1,300度		以上の条件の下、原料ガ		
	つて、経済産業		以上 2,900 度以		スの熱分解により生成		
	省令で定めるも		下の温度範囲		する物質を基材に定着		
	の		において、か		させるための技術であ		
			つ、130 パスカ		る。		
			ル以上 20,000				
			パスカル以下		したがって、該当。		
			の絶対圧力の				
			範囲において				
			行うものに限				
			る。)により生				
			成する物質を				
			基材に定着さ				
			せるための技				
			術とする。				

技術/貨物の該非判定結果 ■ 該当 □ 非該当

令和 年 月 日

誓約書(採用時)

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	理事長	殿	
	,	氏名	

(署名)

貴法人への採用等に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 在職中、無断で法人の所有物の提供及び外部への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、所管部長に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び貴法人の定める内部規程に従い所定の手続を行います。
 - 一 研究上の技術情報を在職中に外国において提供し、若しくは非居住者若しくは特定類型 該当者に対して提供しようとする場合、又はこれを在職後に提供することが在職中に明 らかとなった場合
 - 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在職中に外国 に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合、又はこれらを在職後に輸出する ことが在職中に明らかとなった場合
- 2 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等)、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以上



※ 「特定類型」については、https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf の4頁を参照してください。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の 遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 理事長 殿

		_	年	月	日
	<u>氏名</u>				
	(署名)				

私は、貴法人が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴法人の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- □ 以下の①に該当します。
- □ 以下の②に該当します。
- □ 以下の①及び②に該当します。
- □ 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。
- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府 機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。) との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しく は当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う 者(次に掲げる場合を除く。)
 - (イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合
 - (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者

誓約 書(退職時)

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	理事長	殿	
		氏名	
	(:	署名)	

貴法人からの退職に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 退職後、次のいずれかに該当する場合であって、必要な場合には、日本国政府が定める外 国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行います。
 - 一 貴法人より提供を受けた研究上の技術情報を外国において提供し、又は非居住者若しく は特定類型該当者に対して提供しようとする場合
 - 二 貴法人における研究上の使用機器若しくは使用材料又は貴法人での研究の結果得られた 有体物を外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合
- 2 貴法人より提供を受けた研究上の技術情報を、大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、生物 兵器、ロケット、無人航空機等)、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開 発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以上

※ 「特定類型」については、https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf
の4頁を参照してください。



参考資料:特定類型

※ 本資料は、誓約書への署名を求める際に、特定類型に関する説明が必要な際の参考資料としてお使い下さい。

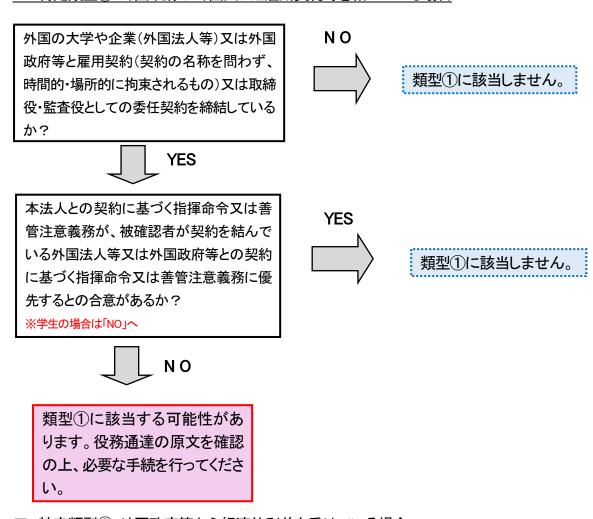
「特定類型」とは、以下の①から③のような類型をいいます。

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)
 - (イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、 当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意 義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府 等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該 者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する 指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義 務よりも優先すると合意している場合
 - (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、 当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意 義務を負う場合において、グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接 若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若し くは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請 負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命 令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者
- ③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

参考資料:特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート

※ 本資料は、職員や受入れ学生の特定類型該当性について、誓約書記載のために本人が確認する際や法人側が関係書類から確認 する際に補助的に使用することを想定したものです。特定類型該当性の要件に関する正確な文言は必ず役務通達の原文を確認し てください。(「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」33頁~39頁参照)

■ 特定類型①:外国政府や外国法人と雇用契約等を結んでいる場合



■ 特定類型②:外国政府等から経済的利益を受けている場合

